

令和元事務年度 国税庁実績評価の概要（案）

1. 国税庁の実績評価制度	1
2. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図	2
3. 平成30事務年度及び令和元事務年度における評価ごとの集計結果	4
4. 令和元事務年度の目標及び施策ごとの評価結果	5
5. 令和元事務年度の評価が前事務年度と異なる結果となった目標の評価理由等	8

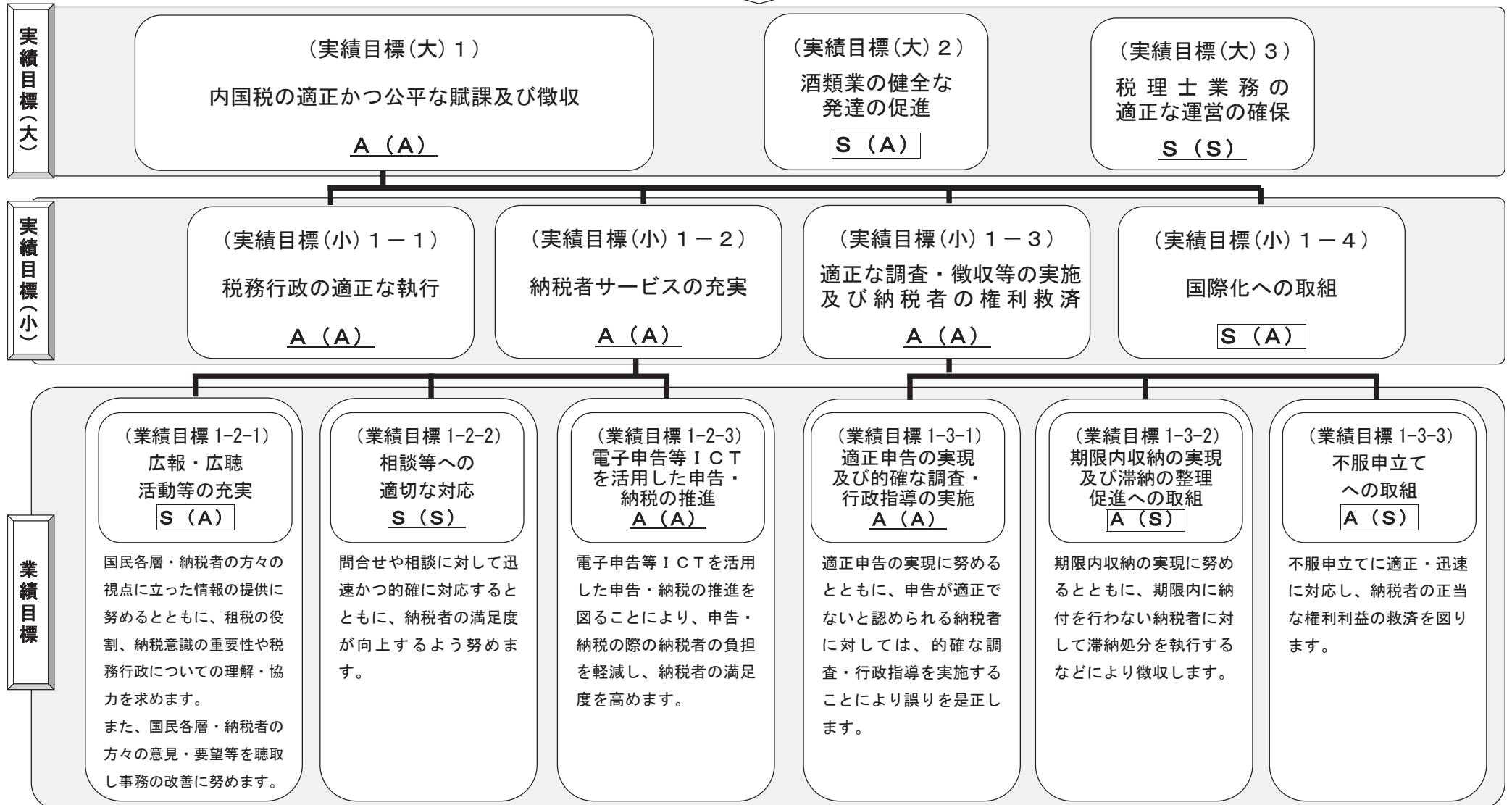
1. 国 税 庁 の 実 績 評 価 制 度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとしている。
- (2) 国税庁の実績評価は、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月財務省策定。平成31年3月改訂。）に基づいて財務省が行う政策評価に準じて行うこととされている。
国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることに鑑み、事務年度を計画期間とし、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月頃に評価書を作成している。
- (3) 国税庁の実績評価においては、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い行政を確実に実行していくとともに、国民に対する分かりやすい説明に努めている。こういった観点から、国税庁の実績評価については、評価の客観性と質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し、ご意見をいただいている。

2. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。



※ 各目標に付した符号は、当該目標に係る令和元事務年度の評定。()は平成30事務年度の評定。□は前事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

【参考】評定基準(評価マニュアル)

<h3>施策の評定</h3>	<h3>実績目標(大) 2、3 実績目標(小) 1-1、1-4 業績目標1-2-1~1-2-3、1-3-1~1-3-3の評定</h3>	<h3>実績目標(大) 1 実績目標(小) 1-2、1-3の評定 ※ 左記目標の評定と同様に行う。</h3>
<p>1 <u>「s+ 目標超過達成」</u> (①及び②をともに満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。 例：実績値が目標値の120%を超過している場合 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。</p> <p>2 <u>「s 目標達成」</u> (①から③までの全てを満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。</p> <p>3 <u>「a 相当程度進展あり」</u> (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」である。 ② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③の事情がある。</p> <p>4 <u>「b 進展が大きくない」</u> (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。 ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。</p> <p>5 <u>「c 目標に向かっていない」</u> 主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合 例：実績値が目標値の50%を下回っている場合</p>	<p>1 <u>「S+ 目標超過達成」</u> 施策の評定が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」 (例) 施策① s+ 施策② s 施策③ s</p> <p>2 <u>「S 目標達成」</u> 施策の評定が全て「s」 (例) 施策① s 施策② s 施策③ s</p> <p>3 <u>「A 相当程度進展あり」</u> 施策の評定が全て「a」か「s」と「a」のみ (例) 施策① s 施策② s 施策③ a</p> <p>4 <u>「B 進展が大きくない」</u> 施策の評定に「b」があり、かつ、「c」がない (例) 施策① s 施策② a 施策③ b</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。</p> <p>5 <u>「C 目標に向かっていない」</u> 施策の評定に「c」がある (例) 施策① s 施策② a 施策③ c</p>	<p>1 <u>「S+ 目標超過達成」</u> 下位の目標の評定が「S+」又は「S」であり、かつ、一つ以上が「S+」 (例) 下位の目標① S+ 下位の目標② S 下位の目標③ S</p> <p>2 <u>「S 目標達成」</u> 下位の目標の評定が全て「S」 (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ S</p> <p>3 <u>「A 相当程度進展あり」</u> 下位の目標の評定が全て「A」か「S」と「A」のみ (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ A</p> <p>4 <u>「B 進展が大きくない」</u> 下位の目標の評定に「B」があり、かつ、「C」がない (例) 下位の目標① S 下位の目標② A 下位の目標③ B</p> <p>5 <u>「C 目標に向かっていない」</u> 下位の目標の評定に「C」がある (例) 下位の目標① S 下位の目標② A 下位の目標③ C</p>

(注1) 測定指標の「△」は、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合。定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が目標値の1%以下であった場合とする。

(注2) 実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。

3. 平成30事務年度及び令和元事務年度における評定ごとの集計結果

評 定 区 分		実績目標（大）		実績目標（小）		業績目標		合 計	
		30事務 年度	元事務 年度	30事務 年度	元事務 年度	30事務 年度	元事務 年度	30事務 年度	元事務 年度
S +	目標超過達成	0	0	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	1	2	0	1	3	2	4	5
A	相当程度進展あり	2	1	4	3	3	4	9	8
B	進展が大きくない	0	0	0	0	0	0	0	0
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		3	3	4	4	6	6	13	13

4. 令和元事務年度の目標及び施策ごとの評定結果

目 標 及 び 施 策		評 定	
		30 事務年度	元事務年度
実績目標（大） 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		A	A
実績目標（小） 1-1：税務行政の適正な執行		A	A
施 策	1. 関係法令の適正な適用と迅速な処理	s	s
	2. 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	a	a
	3. 守秘義務の遵守	a	a
	4. 職員研修の充実	s	s
	5. ICT化・業務改革（BPR）の推進	s	s
	6. 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着に向けた取組	s	s
実績目標（小） 1-2：納税者サービスの充実		A	A
業績目標 1-2-1：広報・広聴活動等の充実		A	S
施 策	1. 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	a	s
	2. 租税に関する啓発活動	s	s
	3. 関係民間団体との協調関係の推進	s	s
	4. 地方公共団体との協力関係の推進	s	s
	5. 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等	s	s
業績目標 1-2-2：相談等への適切な対応		S	S
施 策	1. 納税者からの相談等への適切な対応	s	s
	2. 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	s	s
	3. 改正消費税法への対応	s	s

(注) 評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

4. 令和元事務年度の目標及び施策ごとの評価結果

目 標 及 び 施 策		評 定	
		30 事務年度	元事務年度
実績目標 (小) 1-2: 納税者サービスの充実			
業績目標 1-2-3: 電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進		A	A
施 策	1. e-Tax の普及と利用満足度の向上	a	a
	2. 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進	s	s
実績目標 (小) 1-3: 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		A	A
業績目標 1-3-1: 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施		A	A
施 策	1. 有効な資料情報の収集	a	a
	2. 的確な調査事務の運営	a	a
	3. 社会・経済状況に対応した調査への取組	a	a
	4. 悪質な脱税者に対する査察調査の実施	a	a
業績目標 1-3-2: 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組		S	A
施 策	1. 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	s	s
	2. 滞納を未然に防止するための取組	s	s
	3. 効果的・効率的な徴収事務の運営	s	a
	4. 滞納の整理促進への取組	s	s
	5. 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	s	s
業績目標 1-3-3: 不服申立てへの取組		S	A
施 策	1. 不服申立ての適正・迅速な処理	s	a
	2. 裁決事例の公表の充実	s	s

(注) 評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

4. 令和元事務年度の目標及び施策ごとの評価結果

目 標 及 び 施 策		評 定	
		30 事務年度	元事務年度
実績目標（小）1-4：国際化への取組		A	S
施 策	1. 税務当局間の要請に基づく情報交換	s	s
	2. CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	a	s
	3. CbCR（国別報告事項）の情報交換の的確な実施	a	s
	4. 相互協議事案の適切・迅速な処理	s	s
	5. 外国税務当局との経験の共有	s	s
	6. 開発途上国に対する技術協力	s	s
実績目標（大）2：酒類業の健全な発達の促進		A	S
施 策	1. 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	s	s
	2. 酒類の公正な取引環境の整備	a	s
	3. 日本産酒類の輸出環境整備	s	s
	4. 構造・経営戦略上の問題への対応	s	s
	5. 独立行政法人酒類総合研究所との連携	s	s
	6. 未成年者飲酒防止対策等の推進	s	s
	7. 酒類に係る資源の有効な利用の確保	s	s
実績目標（大）3：税理士業務の適正な運営の確保		S	S
施 策	1. 税理士会等との連絡協調の推進	s	s
	2. 税理士等に対する指導監督の的確な実施	s	s
	3. 書面添付制度の普及・定着に向けた取組	s	s

（注）評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

5. 令和元事務年度の評定が前事務年度と異なる結果となった目標の評定理由等

目 標	評定結果		評定理由等
	30 年	元年	
業績目標 1-2-1 広報・広聴活動等の充実	A 相当 程度 進展 あり	S 目 標 達 成	平成 30 事務年度は、施策（業 1-2-1-1）の評定を「a 相当程度進展あり」としたため、業績目標の評定は「A 相当程度進展あり」となった。 令和元事務年度は、全ての施策で目標を達成したことから、業績目標の評定は「S 目標達成」とした。
業績目標 1-3-2 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	S 目 標 達 成	A 相 当 程 度 進 展 あ り	平成 30 事務年度は、全ての施策で目標を達成したことから、業績目標の評定は「S 目標達成」となった。 令和元事務年度は、施策（業 1-3-2-3）の測定指標（業 1-3-2-3-A-1 及び業 1-3-2-3-A-2）で目標に達しなかったが、その要因は、やむを得ない事情（新型コロナウイルス感染症の影響）によるものであり、また、他の全ての施策で目標を達成したことから、業績目標の評定は「A 相当程度進展あり」とした。
業績目標 1-3-3 不服申立てへの取組	S 目 標 達 成	A 相 当 程 度 進 展 あ り	平成 30 事務年度は、全ての施策で目標を達成したことから、業績目標の評定は「S 目標達成」となった。 令和元事務年度は、施策（業 1-3-3-1）の測定指標（業 1-3-3-1-A-1）で目標に達しなかったが、その要因は、やむを得ない事情（納税者側の事情により調査・審理が長期化）によるものであり、また、他の全ての施策で目標を達成したことから、業績目標の評定は「A 相当程度進展あり」とした。
実績目標(小) 1-4 国際化への取組	A 相 当 程 度 進 展 あ り	S 目 標 達 成	平成 30 事務年度は、施策（実 1-4-2 及び実 1-4-3）の評定を「a 相当程度進展あり」としたため、実績目標の評定は「A 相当程度進展あり」となった。 令和元事務年度は、全ての施策で目標を達成したことから、実績目標の評定を「S 目標達成」とした。
実績目標(大) 2 酒類業の健全な発達の促進	A 相 当 程 度 進 展 あ り	S 目 標 達 成	平成 30 事務年度は、施策（実 2-2）の評定を「a 相当程度進展あり」としたため、実績目標の評定は「A 相当程度進展あり」となった。 令和元事務年度は、全ての施策で目標を達成したことから、実績目標の評定を「S 目標達成」とした。